

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

公益財団法人航空機国際共同開発促進基金

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人航空機国際共同開発促進基金（以下「この法人」という。）の定款第22条及び第40条第1項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程の用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款33条第1項に基づき置かれる者をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第18条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等)

第3条 常勤役員の報酬は年俸額により支給する。非常勤役員の報酬は、理事会出席の都度、定額を支給する。

2 常勤役員の退職に当たっては、別に定めるところにより当該役員の任期に応じ退職慰労金を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員一人当たりの報酬は、別表第1「常勤役員の報酬」の範囲とし、常勤の理事の報酬については会長が、常勤の監事の報酬については評議員会の決議により、それぞれ決定する。

2 非常勤役員の報酬は、別表第2「非常勤役員の報酬」に定める定額とする。

3 評議員の報酬は、定款第22条に定める総額の範囲で、別表第3「評議員の報酬」に定める定額とする。

(報酬の支給)

第5条 常勤役員の報酬は、月割りで支給する。

- 2 月割額の支給は、毎月20日（その日が休日又は金融機関の休業日に当たるときは、その日の前であって、その日に最も近い休日でない日）とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことにより支給することができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。
- 3 新たに常勤役員となった者の就任した月の報酬は、日割り計算による。
- 4 常勤役員が非常勤となり又は退職し若しくは死亡したときは、日割り計算によりその日までの報酬を支給する。

(費用)

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成14年11月1日に制定し、平成15年4月1日から適用する。
- 2 この規程は、平成23年9月13日に改正し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成29年6月15日）

この規程は、平成29年6月16日から施行する。

別表第1 常勤役員の報酬

(単位：千円)

号俸	専務理事	常務理事	監事
1	14,916	14,364	13,734
2	14,496	14,004	13,404
3	14,076	13,644	13,074
4	13,656	13,284	12,744
5	13,236	12,924	12,414
6	12,816	12,564	12,084
7	12,396	12,204	11,754
8	11,976	11,844	11,424
9	11,556	11,484	11,094
10	11,136	11,124	10,764

別表第2 非常勤役員の報酬

理事会出席の都度、謝金として1人一律20,000円

なお、理事会の議長にあつては30,000円

別表第3 評議員の報酬

評議員会出席の都度、謝金として1人一律20,000円

なお、評議員会の議長にあつては30,000円